

内訳表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
直接人件費					
計画準備	1.0	式			第1号 単価表
浸水情報等の整理	1.0	式			第2号 単価表
その他関連情報の整理	1.0	式			第3号 単価表
津波ハザードマップ原案の作成	1.0	式			第4号 単価表
津波ハザードマップの印刷	1.0	式			第5号 単価表
ホームページ用データの作成	1.0	式			第6号 単価表
報告書作成	1.0	式			第7号 単価表
打合せ協議	1.0	式			第8号 単価表
直接経費					
津波ハザードマップ印刷	8,000.0	部			A1両面、ピラミッド型 8,000部を想定
報告書	1.0	式			
旅費交通費	3.0	回			
間接原価	1.0	式			
その他原価	1.0	式			
業務原価	1.0	式			
一般管理費等	1.0	式			
一般管理費等	1.0	式			
業務価格	1.0	式			
消費税等相当額	1.0	式			10%
合計					

七ヶ浜町津波ハザードマップ改訂業務委託

仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、七ヶ浜町(以下「発注者」という。)が受注者に委託する七ヶ浜町津波ハザードマップ改訂業務(以下「本業務」という。)に適用する。

(目的)

第2条 宮城県が令和 4 年度に作成・公表した「津波浸水想定図」ほか、最新の防災情報を掲載し、町民等へ提供することにより、町域並びに町民の生命、身体、財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的とし、津波ハザードマップの改訂を行うもの。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、次の法令等に準拠するものとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和 36 年 11 月公布、令和 3 年法律第 36 号による改正)
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年 12 月公布、令和 3 年法律第 31 号による改正)
- (3) 水防法(昭和 24 年 6 月公布、令和 3 年法律第 31 号による改正)
- (4) 河川法(令和 3 年公布、令和 3 年法律第 31 号による改正)
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年 5 月公布、令和 3 年法律第 31 号による改正)
- (6) 宮城県地域防災計画
- (7) 七ヶ浜町地域防災計画
- (8) 宮城県水防計画書(宮城県、令和 3 年度)
- (9) 水害ハザードマップ作成の手引き(国土交通省)
- (10) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン(国土交通省)
- (11) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府、平成 26 年 9 月)
- (12) 避難勧告等に関するガイドライン(内閣府、平成 31 年 3 月改訂)
- (13) 土砂災害警戒避難ガイドライン(国土交通省、平成 27 年 4 月改訂)
- (14) 水防災意識社会再構築ビジョン(国土交通省、平成 27 年 12 月)
- (15) タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針(国土交通省、平成 28 年 8 月)
- (16) 指定緊急避難場所の指定に関する手引き(内閣府、平成 29 年 3 月)
- (17) 福祉避難所の確保・運営ガイドライン(内閣府、令和 3 年 5 月改定)
- (18) 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- (19) その他の災害対策関係法令、指針、通達、マニュアル等

(業務計画)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり十分な協議を行い、次の各号に掲げる書類を提出するとともに、発注者の承認を得なければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 着手届
- (4) 実施体制表
- (5) その他発注者が提出を求める書類

(業務実績要件)

第5条 受注者は、以下に示す同種業務について、いずれの実績も有するものとする。

- (1) 同種業務実績①
宮城県内の市町村が発注した津波災害対策を含むハザードマップ作成業務を過去5年(平成29年度から令和3年度まで)に元請として履行した実績。
- (2) 同種業務実績②
宮城県内の市町村が発注した土砂災害対策を含むハザードマップ作成業務を過去5年(平成29年度から令和3年度まで)に元請として履行した実績。

(配置予定技術者)

第6条 受注者は、適正な取り組み姿勢、かつ確実な履行体制を有する者とし、以下の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を配置するものとし、着手時に要件を満たすことを証明する書面(資格証、業務実績を示すTECRIS登録書や契約書等、健康保険証)を監督員に提出するものとする。

- (1) 管理技術者
受注者は、以下の全ての要件を満たす者を管理技術者として配置すること。
 - ・技術士(建設部門一河川砂防及び海岸・海洋)の有資格者
 - ・国又は地方公共団体が発注した津波災害対策を含むハザードマップ作成業務又は土砂災害対策を含むハザードマップ作成業務を過去5年(平成29年度から令和3年度まで)に管理技術者として履行した実績を有する者
 - ・宮城県内の作業拠点に常駐する者
- (2) 照査技術者
受注者は、以下の全ての要件を満たす者を照査技術者として配置すること。
 - ・技術士(建設部門一河川砂防及び海岸・海洋)の有資格者
 - ・空間情報総括監理技術者の有資格者
 - ・国又は地方公共団体が発注した津波災害対策を含むハザードマップ作成業務又は土砂災害対策を含むハザードマップ作成業務を過去5年(平成29年度から令和3年度まで)に管理技術者又は照査技術者として履行した実績を有する者
 - ・宮城県内の作業拠点に常駐する者

(再委託)

第7条 受注者は、原則として本業務の主たる業務を再委託することはできない。ただし、発注者が認めた場合に限り、一部の再委託ができるものとする。

(業務経過の報告)

第8条 本業務の実施期間中において、受注者は監督員と緊密な連絡を保ち業務を遂行しなければならない。また、受注者は、監督員が必要と認めた場合は、途中経過をその都度報告するとともに監督員の指示に従わなければならない。

(資料貸与)

第9条 発注者は、本業務を実施するうえで必要な資料を受注者に貸与するものとする。ただし、貸与によりがたいものについては、発注者の指定する場所における複写又は閲覧等適宜の方法により対応するものとする。

- 2 受注者は、発注者より資料の貸与を受ける場合には、種類及び数量・借用期間等を明確にしたうえで、借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、発注者より貸与される資料の管理取扱いには十分注意し、発注者の許可なく発注者が指定する場所以外に持ち出してはならない。また、本業務完了後は速やかに返却するものとし、貸与期間中であっても、発注者から返却の要請があった場合は速やかに返却するものとする。なお、発注者より貸与される資料の保管場所については、受注者が設ける宮城県内の作業拠点に限るものとする。
- 4 受注者が発注者より貸与される資料を、紛失、汚損、破損又は消失等した場合、新たに資料を作成する等原状に回復し返還しなければならない。その場合において要する費用については、受注者の負担とする。

(転用の禁止)

第10条 受注者は、本業務の実施により得た各種情報について、これを発注者の承諾なく第三者に公表、貸与、あるいは無断に使用してはならない。

(土地の立入り)

第11条 受注者は、現地調査の際は、必ず事前に発注者の承諾を得なければならない。また、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめその土地の所有者の承諾を得るものとする。

(事故時の報告)

第12条 本業務実施中に事故が発生した場合は、受注者は発注者に事故の発生原因及び経過を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 本業務実施中に発生した事故に対して、受注者は一切の責任を負い、生じた損害について賠償しなければならない。

(折衝)

第14条 本業務実施中、関係者又は関係官公署との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申出て指示を受けるものとする。

(秘密の保持等)

第15条 受注者は、本業務に関連して直接又は間接に知り得た一切の内容を、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に漏えいしてはならない。

- 2 受注者は、成果品(業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む。)を発注者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡又は無断使用してはならない。契約の終了後も同様とする。
- 3 受注者は、本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 4 受注者は、上記における義務と責任を果たすために、「プライバシーマーク」及び、「情報セキュリティマネジメントシステム」(ISMS)を、本業務を担当する作業拠点(宮城県の本店、支店又は営業所)にて取得し

ていることを条件とし、適切な情報セキュリティ管理システムの構築及びその維持管理体制を確立していなければならない。受注者は、本業務契約時に上記認証を証明する書面を発注者に提出するものとする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに成果品を複製し、第三者に公表又は貸与してはならない。

(著作権の帰属)

第17条 本業務の製作物の著作権は、全て発注者に帰属するものとする。

(納入場所及び納入期限)

第18条 本業務の納入場所及び納入期限は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、各成果品の納入時期については、発注者と受注者協議のうえで決定するものとする。

- (1) 納入場所 七ヶ浜町防災対策室
- (2) 納入期限 令和4年12月23日

(成果品の瑕疵)

第19条 受注者は、本業務完了後も、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い速やかに補足、修正等必要な措置を行うこととし、その費用は受注者の負担によるものとする。

(疑義)

第20条 本業務の業務委託契約書ならびに本仕様書の各事項について、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。

(品質管理)

第21条 本業務における品質管理及び品質保証の観点から、受注者は以下に掲げる資格及び認証を受けているものとし、業務着手時に登録証及び許諾証の写しを発注者に提出するものとする。

- (1) ISO9001(品質マネジメントシステム)
- (2) ISO14001(環境マネジメントシステム)

第2章 津波ハザードマップ改訂

(計画準備)

第22条 業務の目的、内容を十分に把握し、最適な作業を円滑に進めるための人員配置と工程計画の立案を行い、業務実施計画書を策定し、作業内容について発注者の承諾を得るものとする。

(浸水情報等の整理)

第23条 宮城県が作成した浸水想定区域及び土砂災害危険個所のGISデータについて、津波ハザードマップ改訂に必要な属性情報(GIS上の表示区分等)の整理を行う。

(その他関連情報の整理)

第24条 水害ハザードマップ作成の手引き等を参考に、それぞれに避難所、防災関係機関・施設、避難時危険

箇所、過去の浸水実績などのその他関連情報を整理する。

また、ハザードマップ上に表示する必要がある情報については、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所 GIS データと同様の座標系となるよう留意した上で、汎用性の高い Shape 形式の GIS データとして整理を行うものとし、既に統合型 GIS に搭載されている拠点避難所、指定避難所の GIS データについても最新の情報となるよう、受注者の責任において、発注者及びシステム運用業者に十分に確認の上、データ更新を行うものとする。

なお、本作業において更新された拠点避難所、指定避難所は、統合型 GIS に反映し各施設の管理部署との共有、確認を行うことで、ハザードマップ上に表示する防災関係施設情報の精査を図るものとする。

(津波ハザードマップ原案の作成)

第25条 前項までに整理した情報をもとに、津波ハザードマップの原案を作成する。

また、津波ハザードマップ原案の作成に際しては、災害発生時に住民等がとるべき行動が具体的かつ的確に判断できるよう、表示縮尺やレイアウト構成を検討するとともに、イラストや図表を活用したわかりやすい資料となるよう留意するものとする。

なお、本業務において、発注者及び受注者の双方が災害リスクをより視覚的に把握しながらハザードマップ原案の構成検討が進められるよう、受注者は本業務にて整理されたハザードマップを構成する各種 GIS データを三次元ビューアーに搭載し、ハザードマップを鳥瞰的に表現できる閲覧環境を発注者に提示するものとする。

(1) 地図面情報のデータ整備

- ① 各種災害に関する情報
 - ・津波災害に関する情報
最新の浸水想定区域 等
 - ・土砂災害に関する情報
土砂災害(特別)警戒区域(令和3年3月9日告示まで)、土砂災害危険箇所 等
- ② 避難所等の位置、名称等
- ③ 防災関係機関の位置(町役場、警察、消防等)
- ④ 主要道路、その他ランドマーク
- ⑤ その他、受注者が提案する内容

(2) 学習面情報のデータ整備

学習面情報は、下記に示すような内容を中心に発注者と協議のうえ、掲載内容を検討する。

- ① 各種災害(七ヶ浜町内で想定される各種災害)に関する説明
- ② 過去の災害履歴
- ③ 七ヶ浜町の特性(地形や標高等)の分析
- ④ 被害想定
- ⑤ 垂直避難や立退き避難の考えを取り入れた避難方法、心得
- ⑥ 警戒レベル
- ⑦ マイ・タイムライン
- ⑧ 災害時の情報と入手方法
- ⑨ 日ごろの備え
- ⑩ その他、受注者が提案する内容

(津波ハザードマップの印刷)

第26条 前項までに作成した津波ハザードマップ原案をもとに、以下のとおり津波ハザードマップの印刷を行う。

種別	内容
用紙サイズ、印刷面	A1 両面印刷、ピラミッド加工
印刷色	フルカラー4色刷り
用紙種類	発注者と受注者協議のうえで決定するものとする
印刷部数	8,000部

(ホームページ用データの作成)

第27条 作成した津波ハザードマップは、町ホームページに掲載可能なPDF形式で作成するものとする。掲載用PDFファイルの仕様については、協議により決定する。

(報告書作成)

第28条 本業務の検討及び実施結果について、報告書の作成を行うものとする。

(打合せ協議)

第29条 打合せ協議は、業務を円滑に進めるために必要に応じて適宜実施するものとし、管理技術者は、業務着手時及び成果品納入時には必ず参加するものとする。また、打合せ事項について、受注者は、その都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出し承認をもらうこととする。なお、打合せ協議にあたっては、新型コロナウイルス感染防止の観点からリモートでの協議を積極的に利用するものとする。

(留意事項)

第30条 統合型GISに設定を行う各種GISデータについては、統合型GISの運用に支障を来さぬよう発注者及び統合型GIS運用業者によるデータ検証及び運用テストを受けなければならない。データ検証及び運用テストの結果、受注者による明瞭なデータ不備等によるシステム障害が発生した場合、受注者の責任において直ちにデータの修正を行うものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第31条 本業務における成果品は次のとおりとする。なお、作成にあたり記載内容や取りまとめ事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

(1) 津波ハザードマップ(A1両面)	8,000部
(2) 津波ハザードマップGISデータ(Shape形式)	1式
(3) 津波ハザードマップ原稿(イラストレーター形式)	1式
(4) ホームページ用データ(PDF形式)	1式
(5) 三次元表示システム	1式
(6) 業務報告書	1式
(7) 打合せ協議簿	1式
(8) その他発注者・受注者協議のうえ必要となる資料	1式